amifa

We are smile producers!

第56期　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時
（受付開始時刻は午前９時30分を予定しております。）

開催場所

渋谷区文化総合センター大和田
６階　伝承ホール
東京都渋谷区桜丘町23-21
（昨年と会場が変更となっております。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。）

目　的　事　項

報告事項　第56期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

決議事項　**第１号議案**
取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案
監査等委員である取締役３名選任の件

第３号議案
補欠監査等委員である取締役１名選任の件

株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社アミファ
証券コード　7800

自由なアイディアとピースフルなモノづくりで すぐ近くのワクワクを、ひとりひとりに。

私たちは、このパーパスのもと、日々のモノづくりを通じて、皆様の暮らしに喜びや心躍る瞬間をお届けしてまいりました。これからも、自由な発想と私たちらしいモノづくりを大切に、新たな価値の創造に挑戦し、ステークホルダーの皆様に末永くご支持いただける企業を目指してまいります。

株主の皆様へ



株主の皆様には、日頃より格別のご支援を賜り、心より御礼申し上げます。
このたび、第56期定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

昨今、原材料価格や物流費、人件費の上昇に加え、国際情勢や為替動向の変化など、事業環境は依然として不透明な状況が続いております。
こうした環境下においても、当社は消費者ニーズやトレンドを的確に捉えた新商品開発に積極的に取り組むとともに、売場提案力の強化、原価低減、生産性向上に努めてまいりました。その結果、売上高・利益ともに過去最高を更新し、当社創業以来最高の業績を達成することができました。

これもひとえに、株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先様など多くの皆様からいただいたご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。
当社は、この成果に満足することなく、社員一人ひとりの力を結集し、さらなる付加価値の創造と企業価値の向上に取り組んでまいります。
今後もお客様の期待に応えるとともに、持続的な成長と収益力の向上を図り、株主の皆様からのご期待にお応えしてまいります。

引き続き、皆様からの温かいご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役社長　藤井愉三

証券コード　7800
2026年11月27日
（電子提供措置の開始日2026年11月25日）

株　主　各　位

東京都渋谷区神宮前五丁目52番２号
株　式　会　社　ア　ミ　フ　ァ
代表取締役社長　藤　井　愉　三

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第56期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.amifa.co.jp/ir/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書用紙）又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年12月17日（木曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始時刻　午前９時30分）
２．場　　所　東京都渋谷区桜丘町23－21
渋谷区文化総合センター大和田６階　伝承ホール
（会場が前回と異なります。「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　第56期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　補欠監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

■議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の３つの方法がございます。

インターネットによる議決権行使

議決権行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後６時受付分まで



詳細は次頁をご覧ください。

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から**議決権行使ウェブサイト**にアクセスし賛否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

書面による議決権行使

議決権行使期限

2026年12月17日（木曜日）
午後６時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返信ください。

株主総会への出席による議決権行使

株主総会開催日時

2026年12月18日（金曜日）
午前10時

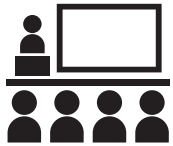

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

・書面による議決権の行使において、各議案に対して賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

・議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

1. 議決権行使書用紙右下に記載の QRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

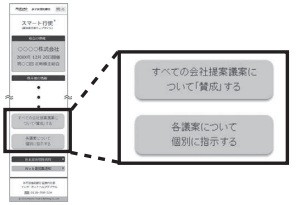

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック



3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

「登録」をクリック

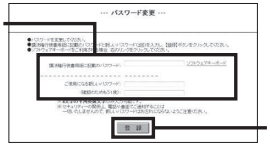

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先　みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524（年末年始を除く 午前９時～午後９時）

・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使として取り扱いいたします。
・インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
・インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

会社法の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、１ページに記載のウェブサイトにアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては法令、当社定款第15条第２項に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、１ページに記載しております各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事前質問の受付

事前に本定時株主総会の目的事項に関わるご質問をお受けいたします。
受付期間：2026年11月27日（金曜日）から2026年12月８日（火曜日）まで
受付方法：以下の方法からアクセスいただき、以降は画面の案内に従ってご入力ください。

①スマートフォン等で入力する場合

議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。

②パソコン等で入力する場合

「スマートSR」URL（https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA）より議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力し、ログインしてください。

株主の皆様の関心の高いと思われるご質問につきまして、本定時株主総会で回答させていただく予定です。
なお、全てのご質問に回答するものではございませんので、あらかじめご了承ください。

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除きます。以下、本議案において同じです。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、改めて取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、指名・報酬委員会の審議を経て候補者を選定しております。

取締役の候補者は以下の通りであります。

候補者番号	氏名		取締役会出席状況
1	藤井愉三（ふじい ゆうぞう）	再任	18回／18回（100%）
2	三井直美（みつい なおみ）	再任	18回／18回（100%）
3	堀内亨（ほりうち とおる）	新任	―
4	米田康三（よねだ こうぞう）	再任 社外取締役 独立役員	18回／18回（100%）

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．米田康三氏は社外取締役候補者であります。

３．米田康三氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

４．当社と米田康三氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

５．当社は、米田康三氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任された場合は、保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

①補填の対象となる保険内容

被保険者である役員等が職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填するものです。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。

②保険料

保険料は全額会社が負担しております。

「監査等委員会の取締役の指名・報酬に関する意見表明」

監査等委員でない取締役の選任については、指名・報酬委員会に監査等委員である社外取締役１名が当該委員会の委員として出席して意見を述べることにより監査等委員会と指名・報酬委員会の連携を図り、監査等委員の全員が、指名・報酬委員会の議事内容を議事録によって確認するとともに、取締役候補者の選任の方針及び評価・選任プロセスを取締役会における指名・報酬委員会の報告内容及び質疑応答により確認し、監査等委員会として審議いたしました。

また、監査等委員でない取締役の報酬等についても、その報酬体系及び水準等の枠組み、具体的な報酬額の算定方法等について、同様な方法によって確認し、監査等委員会として審議いたしました。

この結果、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等について会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論であります。

候補者番号

1



所有する当社株式の数
1,018,400株

ふじ い　ゆうぞう
藤井　愉三

再任

（1958年６月21日生）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 ４月 当社入社
1991年 ３月 当社取締役
1995年 ２月 当社代表取締役社長 経営全般、内部監査室統括
2022年12月 当社代表取締役社長 経営全般、経理部統括、
内部監査室統括（現任）
2024年 ２月 公益財団法人 アミファ・デザイン・アート振興財団
代表理事（現任）

■取締役候補者とした理由

藤井愉三氏は、当社の取締役として培った経営全般及び業界に関する幅広い経験と知見・見識を有しており、当社の総合力を活かした成長・価値向上に貢献することができることから、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社株式会社ウィステリアウェルが保有する株式数を含めております。

候補者番号

2



所有する当社株式の数
1,020株

みつ い　なお み
三井　直美

再任

（1959年３月13日生）

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 ４月 関澤法律事務所入社
2005年 ７月 株式会社バロックジャパンリミテッド入社
2020年 ９月 当社入社　管理部副部長
2021年10月 当社人事総務部長
2022年 １月 当社執行役員人事総務部長
2022年12月 当社取締役人事総務部長（現任）

■取締役候補者とした理由

三井直美氏は、事業会社における人事総務に関する長年の経験と幅広い知見を有し、当社の人事制度の改革、システム化推進に貢献してきており、さらに経営人材の確保・育成に貢献することを期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3



所有する当社株式の数
5,100株

ほりうち　とおる
堀内　亨　（1965年1月22日生）

新任

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 味の素株式会社入社
2007年10月 同社財務部経理サービスセンター決算グループ長
2011年 4月 同社財務部IFRS導入グループ長
2018年 7月 株式会社J-オイルミルズ執行役員
2024年10月 当社入社
2024年12月 当社経理部長
2025年10月 当社執行役員経営企画室長兼経理部長（現任）

■取締役候補者とした理由

堀内亨氏は、事業会社における財務・経理に関する長年の経験と幅広い知見を有し、当社の財務経理の統括、経営企画に貢献してきており、さらに経営人材の確保・育成に貢献することを期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4



所有する当社株式の数
30,000株

よねだ　こうぞう
米田　康三　（1948年6月18日生）

再任
社外取締役
独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2005年 6月 平田機工株式会社代表取締役社長
2014年12月 当社社外取締役（現任）
2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員（現任）
2016年11月 フォーライフ株式会社社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

米田康三氏は、金融機関での長期にわたる業務経験と、会社経営者としての豊富な経験と知見を有しており、独立した立場から当社経営を適切に監督することを期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（３名）は任期満了となります。
つきましては改めて監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員の候補者は以下の通りであります。

候補者番号	氏名		取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	阿部　正典（あべ　まさのり）	再任 社外取締役 独立役員	18回／18回 (100%)	18回／18回 (100%)
2	山田　昭（やまだ　あきら）	再任 社外取締役 独立役員	18回／18回 (100%)	18回／18回 (100%)
3	髙山　昌茂（たかやま　まさしげ）	再任 社外取締役 独立役員	18回／18回 (100%)	18回／18回 (100%)

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．阿部正典氏、山田昭氏及び髙山昌茂氏は社外取締役候補者であります。
３．阿部正典氏及び髙山昌茂氏は、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって２年となります。山田昭氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年11ヵ月、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって10年となります。
４．当社と阿部正典、山田昭及び髙山昌茂の各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、阿部正典、山田昭及び髙山昌茂の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任された場合は、保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
①補填の対象となる保険内容
被保険者である役員等が職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填するものです。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。
②保険料
保険料は全額会社が負担しております。

候補者番号

1



所有する当社株式の数
1,000株

阿部（あべ） 正典（まさのり）　（1957年10月25日生）

再任
社外取締役
独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月	西華産業株式会社入社
2010年 4 月	同社管理本部総務・人事部長 兼 秘書室長
2017年 4 月	日本ダイヤバルブ株式会社 取締役管理本部長 兼 総務・人事部長
2020年 6 月	西華産業株式会社監査役
2022年 6 月	同社取締役（監査等委員）
2024年12月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿部正典氏は、事業会社全般の監査、経理財務の豊富な経験と知見を有しており、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行するものと期待したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。幅広い経験と高い見識を当社の経営に反映することにより、監査等委員である社外取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

2



所有する当社株式の数
15,000株

山田（やまだ） 昭（あきら）　（1953年５月16日生）

再任
社外取締役
独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月	弁護士登録　三宅・畠澤・山崎法律事務所入所
1992年 1 月	三宅・山崎法律事務所パートナー
2015年 1 月	当社社外取締役
2015年12月	スリーフィールズ合同会社代表社員（現任）
2016年12月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年 8 月	King ＆ Wood法律事務所顧問（現任）
2026年 6 月	ブラザー工業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田昭氏は、弁護士としての専門的知識と幅広い経験を有しており、当社経営全般にわたる監査を通じて当社経営を適切に監督しております。当該知見を活かして、今後も監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行するものと期待したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3



所有する当社株式の数
1,000株

髙山（たかやま） 昌茂（まさしげ）　（1961年９月26日生）

再任
社外取締役
独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年10月　英和監査法人（アーサーアンダーセン会計事務所）入所
2007年 1 月　協和監査法人・税理士法人協和会計事務所 代表社員（現任）
2012年 6 月　アネスト岩田株式会社社外監査役
2015年 4 月　独立行政法人 国立科学博物館 監事（現任）
2016年 6 月　アネスト岩田株式会社社外取締役（監査等委員）
2019年 4 月　学校法人大原学園監事（現任）
2024年12月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

髙山昌茂氏は、公認会計士・税理士としての専門的知識と幅広い経験を有し、また、独立行政法人、学校法人の監事としての職務を果たされており、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行するものと期待したため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断しております。

第３号議案　補欠監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、補欠の監査等委員１名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者

まつまえ　　えりこ
松前　江里子　（1970年１月23日生）

所有する当社株式の数
－株

社外取締役
独立役員

■略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年10月　中央監査法人（みすず監査法人)入所
2023年２月　協和監査法人社員（現任）
2023年２月　さくら公認会計士事務所（松前江里子公認会計士事務所）設立（現任）
2023年９月　公益財団法人国際文化会館監事（現任）
2024年９月　国立大学法人筑波大学監事（現任）
2025年９月　独立行政法人国立公文書館監事（現任）

■補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松前江里子氏は公認会計士として豊富な経験と知見を有しており、また、国立大学法人、独立行政法人の監事としての職務を果たされており、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行するものと期待したため、補欠監査等委員である社外取締役候補者といたしました。上記理由により、監査等委員である社外取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当社は松前江里子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令及び当社定款に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
３．当社は同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役の損害を当該保険契約により補填することとしております。同氏が取締役に選任され就任された場合は、保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
①補填の対象となる保険内容
被保険者である役員等が職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填するものです。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。
②保険料
保険料は全額会社が負担しております。

（ご参考）　独立役員の独立性判断基準

当社が指定する独立社外取締役の独立性基準は、以下のいずれにも該当しないものとする。

(1) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である法人等の業務執行者等（取締役、監査役、執行役員その他の使用人を言う。以下同じ。）でないこと。

(2) 当社の取引先であって、当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、当社のその事業年度の売上高の５％を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者等でないこと。

(3) 当社の取引先であって、当該取引先の直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先のその事業年度の売上高の10%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者でないこと。

(4) 当社の借入先であって、当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、借入額が当社のその事業年度における総資産の10%を超える借入先の業務執行者等でないこと。

(5) 当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、税務専門家、法律専門家などの専門的サービスを提供する者（個人）でないこと。

(6) 当社の直近の３事業年度のいずれかにおいて、当社からの寄付又は助成金の合計額が、年間1,000万円又はその事業年度における当該組織の年間総収入の２％のいずれか大きい額を超える団体等に所属する者でないこと。

（ご参考）議案が原案通り承認可決された場合、取締役・監査等委員の専門性と経験（スキル・マトリックス）は以下の通りとなります。

	氏名	企業経営	経理財務	人事労務	法務 リスクマネジメント 内部統制	ICT デジタル	生産・物流 品質・技術	営業 事業戦略 新規事業
取締役	藤井　愉三	●	●			●	●	●
	三井　直美			●	●			
	堀内　　亨		●		●	●		
	米田　康三	●	●	●				●
監査等委員取締役	阿部　正典		●	●	●		●	
	山田　　昭				●			
	髙山　昌茂		●		●			

（注）上記一覧表は、全ての専門性と経験を表すものではありません。　以上

事　業　報　告

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

1．会社の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度(自2025年10月１日至2026年９月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策により、景気は緩やかな回復基調がみられるものの、インフレや円安による物価上昇の継続による影響は大きく、加えて中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格や物流への影響、自然災害による経済活動への影響が懸念されるなど、引き続き先行きは不透明な状況が続いております。

こうした環境下、当社は、クリスマス、バレンタインなどのイベントをはじめ、新企画や新商品の提案に積極的に取り組み、主要顧客である均一価格ショップ各社に向けてライフスタイル商品の販売に注力し、売上高は前期を上回り、設立以来最高を記録いたしました。また、損益につきましては、円安環境が継続する中でも売場提案力の強化や売れ筋商品の集中などによる販売と継続した原価低減等により、大幅な増益となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高95億41百万円（前期比7.9％増)、営業利益は６億64百万円（前期比145.9％増)、経常利益は６億62百万円（前期比176.8％増)、当期純利益は７億28百万円（前期比274.8％増）となりました。

なお、当事業年度における当社のライフスタイル商品の商品群別累計売上高は、「ＮＢ商品」が77億11百万円（前期比16.2％増)、「ＰＢ商品」が18億30百万円（前期比17.1％減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施した当社の設備投資の総額は１億27百万円であり、その主なものは、本社移転関連73百万円、情報関連機器50百万円、システム開発・更新３百万円等であります。

③　資金調達の状況

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金を基本としておりますが、当事業年度において、長期借入金を継続して調達しており、当事業年度の末日における借入金残高は長期借入金２億１百万円となっております。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第 53 期 (2023年９月期)	第 54 期 (2024年９月期)	第 55 期 (2025年９月期)	第 56 期 (当事業年度) (2026年９月期)
売上高（百万円）	8,131	8,602	8,842	9,541
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	202	△286	239	662
当期純利益又は 当期純損失（△）（百万円）	147	△283	194	728
１株当たり当期純利益又は１株 当たり当期純損失（△）（円）	46.89	△94.20	64.44	230.97
総資産（百万円）	4,409	3,809	3,671	4,240
純資産（百万円）	2,392	1,883	2,141	2,789
１株当たり純資産（円）	798.91	623.96	709.42	866.73

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 会社の企業理念等

◆企業理念

当社はライフスタイル商品の製造卸企業として、“We are smile producers!”を企業理念とし、以下の経営基本方針のもとに事業を展開しております。

①情熱あふれるアートや美しいデザインに触れる喜びを、身近な暮らしへご提供します。

②お客様が選び、組み合わせ、工夫し、オンリーワン作りを楽しめる商品をご提案します。

③夢中になれる幸せな時間、笑顔と感動をお届けし、世の中になくてはならない企業を目指します。

そして、着実な成長と発展を通じて、次の「目指す企業像」の実現を図ってまいります。

◆目指す企業像

①ライフスタイル商品の提案を軸として、お客様の何気ない日常に気軽な価格で、「ワクワク」と「笑顔」をお届けする会社でありたい。

②公正な経営判断と企業行動を通じて、全ての顧客・取引先・株主等ステークホルダーからの信頼に応え、責任を果たしていくことで、いつまでも社会で必要とされる会社でありたい。

③意欲ある者へは成長機会の提供を、貢献に対しては適切な処遇を実現し、そこに集う従業員個々人がやりがいと愛情を持ち、笑顔で働くことができる“smile working company”でありたい。

◆目標とする経営指標

当社は、持続的に成長することを目指し、その基盤となる付加価値率（売上総利益から販売費を控除した額の対売上高比）の向上に努めてまいります。また、株主還元を重視し、長期的に安定した配当の実施に努めてまいります。このため、株主資本利益率（ROE）、配当性向及び株主資本配当率（DOE）を目標とする経営指標としております。

◆中長期的な会社の経営戦略

当社は、３年間の基本的な経営戦略を毎年見直し、策定しております。

今後は、これまで進めてきた既存事業の成長戦略をさらに発展させるとともに、マルチブランド戦略を通じて新たな顧客層や市場の開拓を進め、成長事業を創出・育成してまいります。

既存事業の持続的な成長と新たな事業領域の拡大を両輪として、売上高100億円の早期実現と、さらには将来の300億円企業を目指し、事業基盤の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

2026年10月からの３年間（2026年10月～2029年９月）の中期経営計画は、次の３つを重点戦略として掲げ、さらなる躍進に向けた成長基盤を構築することを目指して、経営を行ってまいります。

①NB・PBの強化

ブランド価値に基づく差別化・収益力強化を図るとともに、世界観を確立させ、提案力を進化させる。あわせて、多様な顧客ニーズに対応したブランドの創出・育成を進める。

・NB（ナショナルブランド）　：当社独自のブランド名（主に「amifa®」）で販売。
・PB（プライベートブランド）：得意先のブランド名で販売。企画と製造、もしくは製造のみを当社が担う。

②プロフェッショナル集団への進化

アミファのパーパスを実現するプロフェッショナル集団としての進化を強力に進める。

③経営インフラの強化

データとAIを積極的に活用するとともに、管理部門と事業部門が一体となり迅速かつ適切に戦略を推進する。

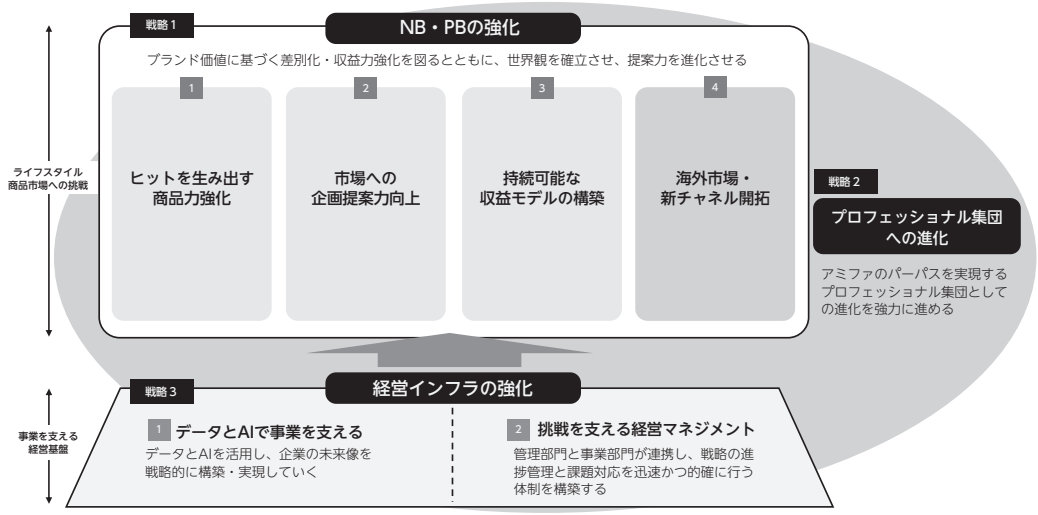

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は少子高齢化、人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化、サステナブル社会実現に向けた環境重視意識の高まり、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応、さらにはインフレや円安の継続による物価上昇への対応など、大きく変化しております。

このような環境下において、当社は市場環境や消費者ニーズの変化を的確に捉え、引き続き魅力ある商品開発に取り組むとともに、収益性向上及び持続的成長の実現を目指してまいります。また、事業基盤の強化と新たな成長機会の創出を推進し、企業価値向上に努めてまいります。そのため、当社は以下の課題に取り組んでまいります。

①商品ポートフォリオの最適化と商品開発力の強化

当社は多岐のカテゴリーにわたるライフスタイル商品を企画・開発・販売しております。消費者ニーズや市場トレンドの変化が加速する中、商品ごとの収益性や成長性、ライフサイクルを的確に把握し、商品ポートフォリオの最適化を進めてまいります。

また、市場の変化やトレンドを迅速に捉え、企画から販売までのリードタイムの短縮に取り組むことで、魅力ある新商品をタイムリーに提供してまいります。環境配慮や価格競争力の向上にも努めながら、消費者の方々への価値提案力を高め、大きな満足感を感じていただける新企画・新商品をよりスピード感を持って提供し、事業成長とブランド価値向上を実現してまいります。

②マルチブランド戦略による新規事業の創出

当社は既存事業の成長に加え、中長期的な企業価値向上に向けて、新たな成長領域の開拓を進めてまいります。消費者ニーズの多様化に対応するため、マルチブランド戦略を推進し、それぞれのターゲット層やライフスタイルに適したブランドを育成することで、新たな顧客接点の創出を図ってまいります。

また、ECやSNSなどのデジタルチャネルを活用しながら、市場の変化を迅速に捉え、新規事業や新たな商品カテゴリーの開発に積極的に取り組み、持続的な成長基盤を構築してまいります。

③サプライチェーンの強化

良質な商品を良価格でタイムリーに提供し続けることが、得意先から当社への信頼と消費者からのリピート率の向上につながるものと認識しており、品質管理体制の強化を一層努めてまいります。また、近年の大幅な販売数量の増加に対し、継続して複合的な物流合理化諸施策を継続的に推進し、サプライチェーン全体の競争力向上に努めてまいります。

また、販売予測精度の向上により、欠品による販売機会損失の防止と適正在庫の維持を両立し、商品供給の安定化を図ってまいります。

④ICT（情報通信技術）の基盤強化とDXの推進

当社の総出荷数量は年間１億70百万個に及び、その種類も約５千アイテムと多岐に渡り、商品の90％以上を海外生産しています。出荷能力向上と企画から販売までのスピードアップが付加価値増に直結するため、企画・製造・販売の各段階を遅滞なく効率的にハンドリングするためのICT基盤の整備・強化を進めるとともに、DXを推進し、業務の効率化や意思決定の高度化を図ってまいります。また、AIなどの先進技術を積極的に活用することで生産性向上や消費者ニーズを捉えた魅力ある商品の開発を実現してまいります。

(6) 主要な事業内容（2026年９月30日現在）

当社の事業は「ライフスタイル商品事業」の単一セグメントでありますが、取扱商品群は以下の通りとしております。

事業部門	事業内容
N B 事 業	主に均一価格ショップ向けに当社オリジナルブランドの商品を製造・販売
P B 事 業	得意先のブランドで企画・製造した商品、OEM商品の製造・販売

(7) 主要な営業所（2026年９月30日現在）

本 社	東京都渋谷区神宮前五丁目52番２号　青山オーバルビル ８階

(8) 使用人の状況（2026年９月30日現在）

使用人数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
85名（24名） １名減（１名減）	39歳７ヶ月	７年４ヶ月

（注）１．使用人数は従業員数であり、契約、パート及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．当社は「ライフスタイル商品事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(9) 主要な借入先の状況（2026年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	34百万円
株式会社三井住友銀行	66百万円
株式会社商工組合中央金庫	100百万円

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（10）企業統治体制について

当社は、企業統治体制の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しており、社外取締役及び監査等委員を中心とした、取締役会の監督機能の強化及び意思決定の迅速化を図っております。

また、監査等委員でない取締役の指名及び報酬等の決定における透明性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会（以下の３名の委員により構成）を設置しております。

委員長　　監査等委員でない社外取締役
委　員　　監査等委員である社外取締役
委　員　　代表取締役社長

(参考)

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞

当社は、コンプライアンス重視の経営を掲げ、その運営を徹底することで、社会に対する責任を果たし、社会から信頼を得る企業であり続けたいと考えております。このため、会社の業務執行の公平性、透明性及び効率性を確保することを通じ、企業価値向上の実現を図り、全てのステークホルダーから評価をいただくことを目指しております。

この目的を継続して実現していくためには、コーポレート・ガバナンス体制を確立し、有効に機能させていくことが不可欠であると認識し、その強化を図っていく所存であります。

＜コーポレート・ガバナンスに係る基本方針＞

① 株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
② 株主以外のステークホルダーの権利・立場を考慮し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
③ 適切な会社情報の開示と透明性の確保に努めます。
④ 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督機能に努めます。
⑤ 株主との建設的な対話に努めます。

（11）その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2026年５月７日、本社の移転をいたしました。
所在地：東京都渋谷区神宮前五丁目52番２号 青山オーバルビル８階

2．会社の株式に関する事項（2026年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　12,800,000株
（2）発行済株式の総数　3,235,000株
（3）株主数　7,721名
（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ウィステリアウェル	990,000株	30.76%
公益財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団	200,000	6.21
上田八木短資株式会社	158,500	4.92
大和証券株式会社	107,600	3.34
株式会社ＳＢＩ証券	66,864	2.08
笠原朗	59,100	1.84
アミファ従業員持株会	40,886	1.27
株式会社ウイルコホールディングス	40,600	1.26
脇阪勉	32,400	1.01
米田康三	30,000	0.93

（注）当社は自己株式16,439株を保有しております。
　　また、持株比率につきましては、自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項
2025年11月14日取締役会決議及び2025年12月25日開催の第55期定時株主総会の承認に基づき、2026年１月23日付けで公益財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団に対する第三者割当による自己株式200,000株の処分を実施いたしました。

（7）資本政策の基本的な方針
当社は、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用及び持続的な成長力を維持するため、株主資本利益率（ROE)を重要な経営目標として掲げております。また、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題のひとつとして位置づけており、財務体質の強化と事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続的に安定した配当を実施することを基本方針としております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権に関する状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．政策保有株式について

当社は、政策保有株式を保有しておりません。また今後も保有しない方針であります。

5．会社役員に関する事項

（1）取締役の状況（2026年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤井愉三	経営全般、経理部統括、内部監査室統括 公益財団法人アミファ・デザイン・アート振興財団 代表理事
取締役副社長	藤井俊行	社長補佐、経営企画室統括、情報システム室統括 営業部門統括、業務推進部統括 ブランドプロモーション室長
取締役	三井直美	人事総務部長
取締役	米田康三	スリーフィールズ合同会社　代表社員
取締役 （常勤監査等委員）	阿部正典	―
取締役 （監査等委員）	山田昭	スリーフィールズ合同会社　代表社員 ブラザー工業株式会社　社外取締役（監査等委員） King ＆ Wood法律事務所　顧問
取締役 （監査等委員）	髙山昌茂	協和監査法人・税理士法人協和会計事務所 代表社員 独立行政法人国立科学博物館　監事 学校法人大原学園 監事

（注）１．取締役米田康三氏は社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）阿部正典氏、山田昭氏及び髙山昌茂氏は社外取締役であります。
３．取締役の米田康三、取締役（監査等委員）の阿部正典、山田昭及び髙山昌茂の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
４．取締役（監査等委員）の髙山昌茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
６．役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により役員の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害は当該保険により補填されません。当該保険契約の被保険者は取締役（監査等委員を含む）及び執行役員であり、全ての被保険者についてその保険料を全額会社が負担しております。
７．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報収集並びに内部監査部門と監査等委員との十分な連携を可能にするため、阿部正典氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 取締役会の実効性に関する評価

当社は、充実したコーポレート・ガバナンス体制の構築と中長期的な企業価値向上を目指し、取締役会の意思決定機能、経営監督機能の実効性を確認し改善するため、取締役会全体の実効性について毎年評価を行っております。

当事業年度においても全取締役（監査等委員を含む）にアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において、現状における取締役会の実効性、今後の課題等について議論いたしました。

評価項目、評価結果は以下の通りであります。

【評価項目】

- 取締役会の構成（自己評価＋自由記述）
- 取締役会の運営（自己評価＋自由記述）
- 取締役会の議題（自己評価＋自由記述）
- 取締役会を支える体制（自己評価＋自由記述）
- その他自由記述

【評価結果】

取締役会においては、各取締役が専門分野に応じた発言や自由闊達で活発な議論を行い、議案の審議は適切に行われ、取締役会の意思決定機能、経営監督機能は相応に発揮されており、取締役会の実効性は十分に確保されているものと評価しております。

なお、中長期の企業戦略の議論の深化やリスク管理等に関する検討時間の確保等は引き続き課題として認識し、取り組みを進めております。今後も取締役会全体の実効性をさらに高めるべく、必要な施策を適宜、検討・実行してまいります。

(3) 取締役のトレーニング

取締役を対象としたトレーニングは、各々の取締役が役割・責務を果たすために必要と考える知識の習得、確認、更新を目的とし、各々の取締役が自ら研鑽することを補完するものと認識しております。

当社は、新任社外取締役に対し、就任前に当社事業説明や当社事業への理解を深める機会を提供しており、また全取締役を対象に、取締役会終了後等随時、経営に必要な時事テーマ等を取り上げ、関係部門よりレクチャーを受ける等でのトレーニングを実施しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分		員　数	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）	
				固定給	業績連動報酬
監査等委員でない取締役	社内	3名	86	63	22
	社外	1名	6	6	－
監査等委員である取締役	社外	3名	19	19	－
合　計 （うち、社外取締役）		7名 （4名）	112 (25)	89 (25)	22 (－)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額250百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。
また、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、指名・報酬委員会の答申に基づき、業績に連動した報酬体系となっております。

3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年12月20日開催の第46期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。

② 取締役の報酬等の算定方法に関する方針及び当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、2017年9月25日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下の通りであります。

イ．基本方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬決定にあたっては、次の事項を基本方針とし、固定給としての月額報酬、インセンティブ制度としての業績連動報酬より構成する。

・経営委任としての対価として適当であり、当社の成長と業績向上に結びつくものであること。
・会社業績に連動したものであること。
・株主に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で透明性が確保されていること。

なお、監査等委員でない取締役（社外取締役）の報酬決定にあたっては、固定月額報酬としております。

ロ．決定の手続き

監査等委員でない取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会にて決定しております。指名・報酬委員会では、各監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の業績への貢献度を評価し、定められた報酬基準に基づき報酬額の答申を行っております。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、職務内容や勤務形態等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

③　取締役の報酬制度の概要

イ．役付である業務執行取締役の報酬

・役付である業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の60%を固定報酬、40%を業績連動報酬としております。
・業績連動報酬については、その30%を前事業年度予算の売上高達成率、70%を前事業年度予算の経常利益達成率により計算した額としております。

ロ．役付でない業務執行取締役の報酬

・役付でない業務執行取締役については、基準となる基礎報酬額の80%を固定報酬、20%を業績連動報酬としております。
・業績連動報酬については、その30%を前事業年度予算の売上高達成率、70%を前事業年度予算の経常利益達成率により計算した額としております。

ハ．業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標は、前事業年度予算の売上高達成率及び前事業年度予算の経常利益達成率により計算しており、当該指標を選定した理由は当社の成長と業績向上に結びつくと判断したためであります。

その前事業年度の各々の達成率は以下の通りであります。

・前事業年度予算の売上高達成率　：　95.1%
・前事業年度予算の経常利益達成率：113.9%

ニ. 監査等委員でない社外取締役の報酬
監査等委員でない社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、水準については国内企業の社外取締役の報酬水準等を考慮し、指名・報酬委員会の審議・答申により、取締役会で決定しております。

ホ. 最近事業年度の監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定過程
最近事業年度の監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定については、指名・報酬委員会を２回、取締役会を１回開催し、決定しております。

ヘ. 監査等委員である社外取締役の報酬
監査等委員である社外取締役については、基本報酬（月額固定）のみで構成し、職務内容や勤務形態等を勘案し監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④ 当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬額については、取締役の報酬制度の概要に記載の通り、固定報酬及び前事業年度予算の売上高達成率及び前事業年度予算の経常利益達成率に基づいた業績連動報酬について、指名・報酬委員会が算定した答申内容を取締役会で審議した結果、妥当と判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役米田康三氏は、スリーフィールズ合同会社代表社員であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）山田昭氏は、スリーフィールズ合同会社代表社員、ブラザー工業株式会社社外取締役（監査等委員）及びKing & Wood法律事務所顧問であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）髙山昌茂氏は、協和監査法人・税理士法人協和会計事務所代表社員、独立行政法人国立科学博物館監事及び学校法人大原学園監事であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 米田　康三	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席しました。主に上場企業を含む、多年に亘る企業経営者としての実績と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、指名・報酬委員会の委員長として、当該事業年度に開催された指名・報酬委員会５回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しました。
取締役 (監査等委員) 阿部　正典	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会18回のうち18回に出席しました。主に監査等委員としての経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、常勤監査等委員として、当社の業務全般につき監督・監査を実施し、選定監査等委員として行った事業及び財産の状況に関する調査の内容と結果について報告し、監査等委員会において適宜必要な発言を行いました。
取締役 (監査等委員) 山田　昭	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会18回のうち18回に出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において常勤監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行いました。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された指名・報酬委員会５回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。
取締役 (監査等委員) 髙山　昌茂	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会18回のうち18回に出席しました。主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、監査等委員として、当社の業務全般につき監督し、監査等委員会において常勤監査等委員より受けた報告について質問や確認をし、適宜必要な発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

6．会計監査人の状況

（1）名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬額等について監査等委員会が同意した理由

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	26百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計で記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の報酬等の同意にあたっては、監査等委員会が定めた同意基準に従い、会計監査人から当事業年度の監査の体制、監査計画及びその計画の前提となる財務報告リスクの認識及び監査重点項目、監査時間及び報酬等の見積もりの内容について説明を受けるとともに、取締役と会計監査人の交渉の状況及びその評価について取締役及び会計監査人の両方から報告を受け、取締役と会計監査人が合意した報酬等が相当かどうかについて検討を行いました。

本検討にあたっては、会計監査人が実施した前年の会社法監査及び金融商品取引法監査の実績及び監査時間等も参考にいたしました。

以上の検討の結果、監査等委員会は会計監査人の報酬額は相当であると判断したものであります。

（3）対価を支払っている非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すること等により当社の計算関係書類の監査に重大な支障が生じる恐れがあると認める場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。

監査等委員会は、会計監査人の独立性、専門性及び職務遂行体制等について毎年評価を行い、当該事項が当社の計算関係書類及び財務諸表の監査をするのに不十分であると判断したとき、又は、会計監査人を変更することにより当社にとってより適切な監査が可能であると判断したときは、監査等委員会はその決議によって、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

７．剰余金等の配当の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとして認識しております。利益還元にあたっては、将来にわたる事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な剰余金配当の実施を基本方針としております。この方針のもと、配当性向30％及びDOE（株主資本配当率）３％以上を目標としております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって決定することができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年９月30日、中間配当の基準日は毎年３月31日とし、この他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、当社が展開するビジネスの特性上、利益が上期集中型となっており、通期業績をもって配当方針に沿った配当金額を決定すべく、年１回の期末配当にて剰余金の配当を行うことを基本としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当期純利益に特別損益として受取移転補償金及び本社移転費用等の一時的な損益が含まれているため、これら特別損益等の一過性要因を除いた当期純利益を基準として配当を算出しております。

また、当社は今後の事業拡大を見据えた経営基盤の強化を目的として、2026年５月に本社を東京都渋谷区に移転いたしました。この節目を迎えることができましたのも、株主の皆様をはじめとする関係各位のご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。つきましては、株主の皆様への感謝の意を表するため、普通配当30円に加え、記念配当10円を実施させていただくこととといたしました。

以上の方針を踏まえ、2026年９月期の剰余金の配当につきましては、１株当たり14円増配し、１株当たり40円（普通配当30円、記念配当10円）とすることを2026年11月13日開催の取締役会において決定いたしました。

なお、配当金支払日は2026年11月30日を予定しております。

内部留保資金につきましては、ICT投資及び新商品の企画・開発等に充当し、企業基盤強化のため、有効に活用していく考えであります。

貸借対照表

(2026年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,888,487**	**流動負債**	**1,055,141**
現金及び預金	1,097,340	買掛金	150,774
電子記録債権	19	１年内返済予定の長期借入金	101,066
売掛金	820,615	未払金	364,007
棚卸資産	1,831,734	未払費用	38,693
前渡金	22,891	未払法人税等	327,736
前払費用	42,832	預り金	11,261
その他	73,052	賞与引当金	61,472
固定資産	**352,389**	その他	128
有形固定資産	**106,454**	**固定負債**	**396,114**
建物附属設備	41,173	長期借入金	100,000
車両運搬具	0	退職給付引当金	41,778
工具、器具及び備品	65,281	役員長期未払金	254,335
無形固定資産	**40,228**	**負債合計**	**1,451,255**
商標権	1,121	**(純資産の部)**	
ソフトウェア	38,818	**株主資本**	**2,777,478**
その他	288	**資本金**	**37,220**
投資その他の資産	**205,707**	**資本剰余金**	**142,786**
出資金	10	資本準備金	5,220
長期前払費用	4,977	その他資本剰余金	137,566
繰延税金資産	103,525	**利益剰余金**	**2,608,239**
敷金	97,195	利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	2,600,239
		別途積立金	400,000
		繰越利益剰余金	2,200,239
		自己株式	**△10,766**
		評価・換算差額等	**12,143**
		繰延ヘッジ損益	12,143
		純資産合計	**2,789,622**
資産合計	**4,240,877**	**負債純資産合計**	**4,240,877**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年10月 1 日から
2026年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,541,801**
売上原価		
期首商品棚卸高	1,699,351	
当期商品仕入高	6,306,737	
合計	8,006,089	
期末商品棚卸高	1,807,197	**6,198,892**
売上総利益		**3,342,909**
販売費及び一般管理費		**2,678,225**
営業利益		**664,683**
営業外収益		
受取利息	2,135	
為替差益	1,313	
助成金収入	100	
受取補償金	901	
その他	550	**5,001**
営業外費用		
支払利息	5,937	
支払保証料	1,446	
その他	0	**7,385**
経常利益		**662,300**
特別利益		
移転補償金	490,000	**490,000**
特別損失		
本社移転費用	83,058	**83,058**
税引前当期純利益		**1,069,242**
法人税、住民税及び事業税	372,253	
法人税等調整額	△31,968	340,285
当期純利益		**728,956**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月12日

株式会社アミファ
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　木　直　哉
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　植　田　健　嗣

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき株式会社アミファの2025年10月１日から2026年９月30日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、コンプライアンス、中期経営計画の推進、利益管理、株式公開会社としての体制の充実等について重点監査項目を設定し、会社の内部監査部門及び管理部門と連携の上、以下の方法で監査を実施いたしました。

（１）取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、会社の報告・連絡、決裁に係るシステムを閲覧し、必要に応じて、説明を求めて意見を表明するとともに、本社及び外部の商品倉庫において業務及び財産の状況を調査しました。

（２）会社の内部統制に係る体制（会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる体制）に関する取締役会決議の内容が相当であるかどうか確認するとともに、当該体制の構築・運用の状況について取締役及び使用人から報告を受け、必要と認める調査を行い、体制の改善のための意見を表明しました。

（３）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認められます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認められます。内部統制システムの構築・運用については必要な見直しと改善が図られており、取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容は適切であると認められます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
　　会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果の相当性について特に指摘すべき事項は認められません。

2026年11月12日

株式会社アミファ　監査等委員会

常勤監査等委員　　阿部　正典㊞
監 査 等 委 員　　山田　　昭㊞
監 査 等 委 員　　髙山　昌茂㊞

（注）監査等委員全員は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

■ amifaの商品トピックス■

2025年12月発売

ハンコ企画



2026年３月発売

夏文具企画



2026年４月発売

メタリック＆チュールヤーン企画



2026年７月発売

童話シリーズ



株主総会会場ご案内図

会場

渋谷区文化総合センター大和田６階　伝承ホール
東京都渋谷区桜丘町23-21
昨年と会場が変更となっております。



交通

「渋谷駅」下車徒歩５分

- JR（新南改札 渋谷サクラステージ方面）
- 東京メトロ半蔵門線、東急田園都市線（ハチ公改札/A５出口）
- 東京メトロ副都心線・東急東横線（渋谷ヒカリエ改札/※B６出口）
  ※エスカレーターを上り、JR渋谷駅南改札を通ってJR西口に出てください。
- 東京メトロ銀座線（スクランブルスクエア方面改札）
- 京王井の頭線（西口改札）

当社のウェブサイトでは株主・投資家の皆様に対して、
企業情報や財務情報をはじめとして、様々な情報を開示しております。
当社をよりご理解いただくためにも、ぜひ一度ご覧ください。

https://www.amifa.co.jp

株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。